

平成 29 年 7 月 26 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案への意見(2)

- ①氏名:一般社団法人音楽電子事業協会
- ②性別:該当なし
- ③職業:該当なし
- ④住所:東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号:03-5226-8550
- ⑥意見:

- (1) 平成 28 年度 文化庁「著作権等の集中管理の在り方に関する調査研究」委員会委員の人選と報告書の作成主体について

御庁は、平成 28 年度において、有識者からなる検討委員会(以下「本委員会」という)を設置して著作権等管理事業法(以下「法」という)の評価及び課題の整理を行った(以下「本調査研究」という)。

しかし、本委員会の委員はいずれも学者や弁護士ばかりであり、著作物の利用者側を代表し得る者が含まれていない。このような偏った委員構成では、法の評価及び課題の整理を幅広い視点から行うことは不可能であり、当初から「結論ありき」の調査研究だったのではないかとの疑いも残る。

平成 23 年度の法の見直しの検討の際にも、御庁に対しては利用者側から規制強化を求める意見が多くみられたというのであるから、かかる点も踏まえれば、今般も同様の意見が多く出されることは予想されたところであり、にもかかわらず委員に利用者を代表あるいは代弁し得る者を選任しなかったことは理解しがたい。

また、本調査研究の結果は、「著作権等の集中管理の在り方に関する調査研究報告書」(以下「本報告書」という)としてまとめられているものの、その作成名義人は驚くべきことに本委員会ではなく、株式会社サンビジネスなる一民間業者でしかない。すなわち、本委員会の委員は、本報告書案の作成には関与しておらず、開催された 9 回の委員会のうちわずか 1 回を用いて、同案の検討を行ったに過ぎないのである。そのせいか、本報告書の内容は、委員の意見が列挙されているに過ぎず、纏め方も中途半端なものに終わっていると言わざるを得ない。本来は、本委員会の委員自身が本報告書を作成することにより、その作成の過程において委員会での議論について再度見直しを行うなどして、委員会での議論がより深化・精緻化され、本報告書の内容もより高品質化することが期待されたのであって、本報告書がそのように作成されなかったことは誠に遺憾である。

御庁の今後の調査研究におかれては、以上に指摘した人選及び調査報告書の作成主体の点について十分配慮されるよう希望する。

(2) 一般管理事業者の使用料規程に係る利用者代表との協議及び裁定の要否について

一般管理事業者の使用料規程に係る利用者代表との協議及び裁定の要否について、本委員会では、3通りの「対応案とそれぞれの対応案のメリットデメリットが示され、諸外国における使用料の決定プロセスの実態や運用について調査を行うなどして、更なる検討を進めるべき、との意見が示され」たとのことである(本報告書 42 頁)。

本報告書においては、どのようなスケジュール感で検討を進めるべきかについては特に明示されていないものの、当然のことながら、かかる検討は速やかに行われるべきであり、御庁におかれては、当該検討(及び見直し)のスケジュールを直ちに公表すべきである。

以上